

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは市場のグローバル化が進展する中、企業価値の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの強化を重要課題として認識しております。また、当社は次の通りの経営理念を掲げ、ステークホルダーの発展を含めた、社会への貢献を当社の使命と位置付けております。

＜経営理念＞

「人々の暮らしを安全・快適にする技術や製品を提供し、社会に貢献するKYBグループ」

1. 高い目標に挑戦し、より活気あふれる企業風土を築きます。

2. 優しさと誠実さを保ち、自然を愛し環境を大切にします。

3. 常に独創性を追い求め、お客様・株主様・お取引先・社会の発展に貢献します。

当社は社外監査役を含む監査役制度を採用している他、監査役の職務執行を補佐する専門部署として監査部を設置しております。社内においてはこの体制により経営監視機能を果たしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|------------|-------|
| トヨタ自動車株式会社 | 19,654,175 | 8.81 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 13,493,000 | 6.05 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 12,999,000 | 5.83 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 11,703,000 | 5.25 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 10,046,500 | 4.51 |
| 日立建機株式会社 | 8,920,000 | 4.00 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 7,163,195 | 3.21 |
| 株式会社損害保険ジャパン | 6,744,000 | 3.02 |
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 6,115,000 | 2.74 |
| 株式会社大垣共立銀行 | 5,914,334 | 2.65 |

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3月

業種

輸送用機器

直前事業年度末における(連結)従業員数

1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高

1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特に無し

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

| | |
|------------|--------------------|
| 定款上の取締役の員数 | 12名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2年 |
| 取締役会の議長 | 会長(社長を兼任している場合を除く) |
| 取締役の人数 | 7名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任していない |

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4名 |
| 監査役の人数 | 4名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から、監査結果について定期的に報告と説明を受け、監査に関する率直な意見や情報交換を適宜行っております。監査の効率化を図る為に、監査役は内部監査部門と定期的に情報交換会(年度監査計画、監査に関するトピックスの検討、内部統制に係る意見および情報交換等)を行っております。さらに、監査役は監査部監査の立会い、監査部は監査役の工場および関係会社監査の支援等相互に連携を取っております。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(1) | | | | | | | | |
|------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i |
| 谷 充史 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | |
| 川瀬 治 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | |

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む) |
|------|------|--------------|---|
| 谷 充史 | | ―― | 金融機関在任中の知識および経験を生かし、監査・財務およびグローバルな観点から当社の監査業務および企業経営の健全性を確保するための有意義な発言をいただけるものと判断 |

| | | | |
|------|-----------------------|---|--|
| 川瀬 治 | <input type="radio"/> | — | したため。 経営、財務、監査等の知識、経験をもち専門性と共に社会一般の見識を有し、中立・公正な立場にある。 |
|------|-----------------------|---|--|

【独立役員関係】

独立役員の人数 1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

報酬、賞与等で十分と判断しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

開示手段 有価証券報告書、事業報告書
開示状況 全取締役の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

イ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員の報酬は、月額で固定的に支払われる固定報酬と、会社や個人の業績に連動した変動報酬(役員賞与)、並びに、中長期的インセンティブ機能を持たせ、株価向上に向けて株主の皆様と価値共有することを目的とした株式報酬(役員持株会への拠出)により構成されております。なお、取締役並びに監査役退職慰労金は、各々2011年6月をもって制度を廃止致しました。

ロ. 役員の報酬等の決定方法

a. 取締役月次報酬額については、1997年6月27日開催の第75期定時株主総会において決議された報酬額(取締役総員で月額3,000万円以内)の範囲内において取締役会の決議、監査役月次報酬額については、2011年6月24日開催の第89期定時株主総会において決議された報酬額(監査役総員で月額800万円以内)の範囲内において監査役の協議により、各々確定しております。

b. 変動報酬である役員賞与については、毎年の定時株主総会で決議された範囲内において取締役会の決議により確定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役の職務執行を補佐する専門部署として監査部を設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<業務執行>

当社では、経営の監査機能と業務執行を分離し、意思決定の迅速化と経営効率を高めるため、執行役員制度を導入いたしました。

取締役会は7名で構成し、原則として毎月1回開催いたします。当社は、取締役会を法令で定められた事項のほか、経営方針など経営に係る重要事項の意思決定や経営執行の監査機関と位置付けております。

執行役員制度の導入に伴い、経営の基幹に係る重要事項を審議する「執行役員会」とともに、国内関係会社の経営執行に係る重要事項を審議する「国内関係会社経営会議」や、海外関係会社の経営執行に係る重要事項を審議する「グローバル・ストラテジー・ミッティー」、さらに、取締役社長自らが工場現場に出向き、各製品の品質問題ほか経営課題をフォローする「社長報告会」などの会議体を設置し、グループ経営監査体制の強化を図っております。

<内部監査及び監査役監査の状況>

(a) 監査役監査

監査役は、監査役会で立案した監査計画に基づき取締役会その他重要な会議に出席すると共に、各事業への往査により取締役の職務執行を監査しております。監査役は、主要な子会社の非常勤監査役を兼務し、各社の業務執行状況の監査を行っております。定期的に開催する「グループ監査役連絡会」において、各社の情報やグループの統一的な監査方針の共有化を図っております。監査役は、会計監査人と緊密な連携を保ち、意見および情報の交換を行い、効果的・効率的な監査を実施しております。なお、監査役は、経営、財務、監査等の知識、経験をもち、専門性とともに社会一般の識見を有し、中立・公正な立場にあります。

(b) 内部監査

内部監査組織としては、社長直轄である監査部(部員11名)を設置しております。
監査役は、内部監査規程に基づき、各事業所および各関係会社の内部監査を実施しております。
監査部は監査役に対して、内部監査結果や社内外の諸情報を報告するだけでなく、随時スタッフを提供し、監査役業務を支援しております。
監査部と会計監査人は、財務報告に係る内部統制評価に関する監査計画と結果について、定期的および必要に応じて随時ミーティングを実施しております。
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、金塚厚樹、植草寛および小林圭司の3名であり、「有限責任 あづさ監査法人」に所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他12名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外チェックという観点から社外監査役のうち1名を独立役員として、経営監視機能の客觀性をより一層高めると共に、中立・公正な立場である社外監査役による監査を実施することにより、実効性のある経営監視が期待できることから、現行のガバナンス体制が有効なものであると判断しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送

当社の第90期定時株主総会の招集通知は、6月8日に発送致しました。法定期日より3日前の発送となっております。今後も早期に発送できるよう努めてまいります。

集中日を回避した株主総会の設定

平成13年の株主総会より、集中日の1日前に開催しております。平成19年よりさらに前倒しし、集中日の2日前に開催しております。

電磁的方法による議決権の行使

当社は第89期定時株主総会から、インターネットによる議決権行使ができるように致しました。

議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み

2011年度より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しております。

その他

当社ホームページへは、決算短信、有価証券報告書等を含めて掲載し、投資家の皆様へ情報を開示しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

毎年2回の決算説明会の他に、内外のアナリストからの取材を随時受け付けております。

あり

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施

「環境・社会報告書」の発行、省エネ活動の促進、環境監査を実施しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

コーポレート・ガバナンスを機能させるための重要な基盤として内部統制システムを位置付け、内部統制の確立を通じて、業務の透明性を高めると共に、業務の有効性・効率性・信頼性を確保しております。この「内部統制システムの基本方針」につきましては、毎年、取締役会にて決議しております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

(1)取締役社長は、取締役会で決議した「企業行動指針」をもとにその精神を取締役、執行役員及び従業員に繰り返し伝えることにより、法令・定款遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。この「企業行動指針」はKYBグループ会社すべてに適用する。

(2)当社は、KYBグループの横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握・対処のため、法務部をコンプライアンス担当部とし、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに同部に報告し、CSR担当役員が中心となり対策を講じる。

(3)取締役社長は、日常の業務報告の他、制度化した「即報制度」「公益通報電話・メール」及び「目安箱」を活用してグループ企業全体の重要情報を使いやすく入手し、コンプライアンスの確保に万全を期する。

(4)当社は、通報者の承諾なく、通報者の氏名を開示せず、かつ通報者に不利益がないことを確保する。

(5)取締役社長が直轄する監査部は、社長の指示に基づきKYBグループの業務執行状況の監査を行い、内部統制の整備状況の評価及び改善提案を行う。

2. 取締役の業務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制

(1)取締役の職務の執行に係る情報は、文書または電磁情報により記録し、重要文書取扱規則、文書整理・保管基準に基づき適切に保存及び管理する。

(2)上記の情報・文書は、監査役又は監査役会が求めた時は速やかに閲覧に供される。

(3)これらの文書類の管理については、監査部が必要に応じて監査を行う。

3. 損失の管理に関する規定その他の体制

(1)本社主管部署は、機能としてのリスクを管理し、問題点の把握及びリスク発生時の対応を行う。

(2)本社主管部署は日常監視体制として、コンプライアンス・環境・安全、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、規程・ガイドライン等を制定整備し、運用の指導と監視・評価を行う。

(3)KYBグループの事業及び投資に係るリスクは、取締役会・執行役員会その他の会議体において管理する。

(4)取締役社長は、重大リスクが発現したときには「緊急対策本部」を設置して情報を集約・分析して、被害を最小限に抑制するため適切な措置を講ずる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

(1)当社は、経営の監視機能と業務執行を分離する執行役員制を導入し、責任と権限を明確にする。

(2)取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

(3)当社は、経営執行に係る重要事項については、執行役員会等の会議体の審議を経てから取締役会での承認決定を行う。

(4)業務の執行状況は、担当する執行役員が執行役員会などにおいて適宜報告し、また、監査役はこれを監査する。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制

(1)「企業行動指針」は、グループ共通の行動指針であり、グループの役員・従業員一体となった遵法意識の徹底を図る。

(2)当社は、グループ企業業の適正を確保するため、「グループ企業管理規程」を制定し、グループ企業経営に係る指導・管理体制をとる。

(3)当社は、「執行役員会」等の会議体を通じて、常に業務の適正化を図る。

(4)グループ企業の監査役は、原則として親会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員が兼務し、会計監査・業務監査を行う。

(5)取締役及び執行役員は、KYBグループ各社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。

(6)取締役会は、取締役及び執行役員がKYBグループの必要な組織を構築し、効率的な運営と体制整備を行うことを監視する。

(7)監査部は、KYBグループにおける内部監査を実施または統括し、KYBグループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

(8)監査役は「KYBグループ監査役連絡会」を通じて連結経営に対応したグループ全体の監査と実効的にかつ適正に行う。また、会計監査人及び監査部と緊密な連携体制を構築する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

(1)現在、監査部は、監査役業務を補佐しているが、監査役がさらに補助すべき従業員を求めた場合、取締役社長はこれを配置する。

7. 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項

(1)取締役社長が、補助すべき従業員を配置した場合、当該従業員の人事異動・考課については監査役会の事前同意を要することとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)監査役は、「取締役会」「常務執行役員会」「執行役員会」等に出席する。

(2)取締役・執行役員及び従業員は、当社グループに重大な法令・定款違反及び重大な損害発生、又はそのおそれのある場合、その事実を監査役に速やかに報告する。また、監査役が通常の業務及び財産の状況を調査する場合も迅速かつ的確に対応する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

(1)監査役は、会計監査人、関係会社監査役及び監査部とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、積極的に情報の共有化に努め、必要に応じて関係会社の業務及び財産の状況を調査する。

(2)代表取締役は、相互認識と信赖関係を深めるため、監査役との意見交換会を実施する。

(3)監査役は、独自の意識形成をするため、また監査実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他外部アドバイザーを活用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、企業行動指針において、「私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える、暴力団、総会屋等の反社会的勢力に対しては断固として対決します」と基本方針を定め、宣言しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1)対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

不当要求防止責任者等反社会的勢力の対応窓口は本社総務部が担当し、反社会的勢力の排除を含めたコンプライアンス全般については、法務部が責任部署となっております。

(2)外部の専門機関との連携状況

所轄警察署、地区特殊暴力防止対策協議会、警察庁管内特殊暴力防止対策連合会、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士との緊密な連携体制をとっております。

(3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

警察庁管内特殊暴力防止対策連合会及び地区特殊暴力防止対策協議会主催の暴力団排除活動に積極的に参加し、情報収集にあたるほか、所轄警察署との連携により得られた反社会的勢力の情報については、社内データベースに登録し、社内ネットワークにて関連部署と情報を共有しております。

(4)対応マニュアルの整備状況

警察庁管内特殊暴力防止対策連合会にて製作された特殊暴力対策マニュアルを各拠点責任者に配布し、対応の方法の周知徹底を図っております。

(5)研修活動の実施状況

新入社員教育や階層別教育プログラム等のコンプライアンス教育の中で、反社会的勢力排除に関する当社の基本的な考え方についての教育を実施しております。さらに、グループ会社に対しても、企業行動指針説明会の中で、反社会的勢力との決別について解説しております。また、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会にて製作された教育用DVDビデオを各拠点総務責任者に配布し、反社会的勢力との対応方法の教育を実施しております。

(6)取引先との暴排条項の取り交わしの実施状況

取引先との間では、誓約書などにて反社会的勢力排除をお互いに義務付ける文書を入手しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策に関する事項

当社は、平成19年4月24日開催の取締役会において、「当社の財務部及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に關する基本方針」および「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)を決定し、本対応策、平成19年6月26日開催の定時株主総会にて承認されました。また、当社、平成22年4月22日開催の取締役会において、本対応策を改良の上継続することを決定し、平成22年6月25日開催の定時株主総会にて承認されました。本件の詳細については、当社ホームページ(<http://www.kyb.co.jp/>)にその開示資料を掲示しておりますのでそちらをご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【内部統制の体制図】

